

シックハウス対策について知っておこう。

快適で健康的な住宅で暮らすために

改正建築基準法に基づくシックハウス対策

シックハウス症候群
なんて知らなかった!
家を建てるときは
空気環境ってとっても
大切なんだ。

家具や、防虫剤、
タバコなどからも
化学物質が
でるんだって!
気を付けようね!

建築基準法を
守って建てているか、
我々もしっかり
確かめる事が
大切だね。

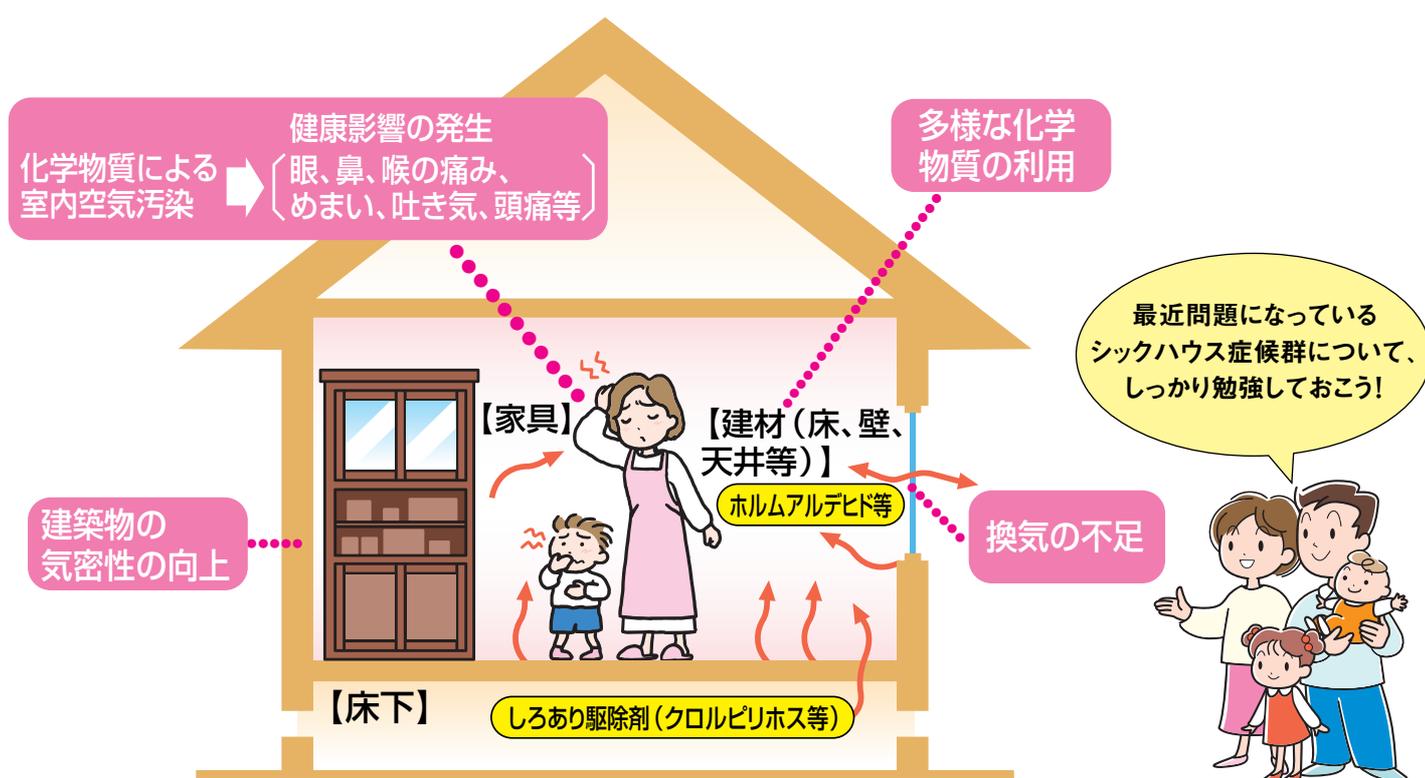
シックハウスのことや
「住宅性能表示制度」に
についてもハウスメーカーや
設計事務所、
工務店などの人と
詳しく相談してみよう!

シックハウス対策のための規制導入 改正建築基準法は 平成15年7月1日に 施行されました。

シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げるため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。
対象は住宅、学校、オフィス、病院等、全ての建築物の居室となります。

シックハウス症候群とは？

新築やリフォームした住宅に入居した人の、目がチカチカする、喉が痛い、めまいや吐き気、頭痛がする、などの「シックハウス症候群」が問題になっています。その原因の一部は、建材や家具、日用品などから発散するホルムアルデヒドやVOC（トルエン、キシレンその他）などの揮発性の有機化合物と考えられています。「シックハウス症候群」についてはまだ解明されていない部分もありますが、化学物質の濃度の高い空間に長期間暮らしていると健康に有害な影響が出るおそれがあります。



改正建築基準法に基づくシックハウス対策の概要

1 ホルムアルデヒドに関する建材、換気設備の規制

- ①内装仕上げの制限
- ②換気設備設置の義務付け
- ③天井裏などの制限

せっかく建てる家だからシックハウス対策は十分にチェックしておきましょう!



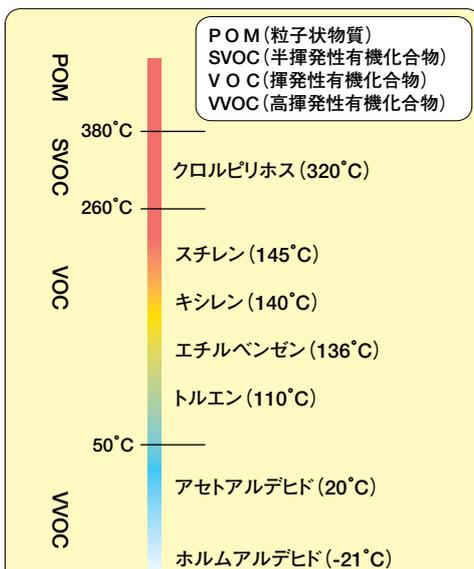
2 クロルピリホスの使用禁止

シックハウス症候群はなぜ起きるのでしょうか?

- ①住宅に使用されている建材、家具、日用品などから様々な化学物質が発散。
- ②住宅の気密性が高くなった。
- ③ライフスタイルが変化し換気が不足しがち。

化学物質とはどんなもの? どんな建材から発散してくるのでしょうか?

揮発性の有機化合物の沸点と分類



建材や塗料などから住宅の室内に放散する化学物質を「揮発性有機化合物」と呼びます。全体としてVOCと総称されることもありますがこれはVolatile Organic Compoundsの頭文字をとったものです。WHO (世界保健機構) では揮発性有機化合物を揮発性の高さ(沸点)に応じていくつかに分類しています。

化学物質の室内濃度の指針値(厚生労働省)

化学物質	指針値※	主な用途
①ホルムアルデヒド	0.08ppm	・合板、パーティクルボード、壁紙用接着剤等に用いられるユリア系、メラミン系、フェノール系等の合成樹脂、接着剤 ・一部ののり等の防腐剤
②アセトアルデヒド	0.03ppm	ホルムアルデヒド同様一部の接着剤、防腐剤等
③トルエン	0.07ppm	内装材等の施工用接着剤、塗料等
④キシレン	0.20ppm	内装材等の施工用接着剤、塗料等
⑤エチルベンゼン	0.88ppm	内装材等の施工用接着剤、塗料等
⑥スチレン	0.05ppm	ポリスチレン樹脂等を使用した断熱材等
⑦パラジクロロベンゼン	0.04ppm	衣類の防虫剤、トイレの芳香剤等
⑧テトラデカン	0.04ppm	灯油、塗料等の溶剤
⑨クロルピリホス	0.07ppb (小児の場合0.007ppb)	しろあり駆除剤
⑩フェノブカルブ	3.8ppb	しろあり駆除剤
⑪ダイアジノン	0.02ppb	殺虫剤
⑫フタル酸ジ-n-ブチル	0.02ppm	塗料、接着剤等の可塑剤
⑬フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	7.6ppb	壁紙、床材等の可塑剤

※25°Cの場合 ppm:100万分の1の濃度、ppb:10億分の1の濃度

- ①⑨は建築基準法の規制対象物質
- ①～⑥は住宅性能表示で濃度を測定できる6物質